

子どもの予防接種

病気にかかる前に、予防接種を受けて予防しましょう

問い合わせ・申請場所
すこやか生活課(TEL: 581-0201)

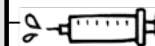
- 対象者：接種当日に守山市内に住民登録のあるお子さん
- 場所：滋賀県内の実施医療機関で接種できます。詳しくは、P8をご覧ください。
- 持ち物：母子健康手帳、健康保険証、福祉医療費受給券(お持ちの人)
- 費用：対象年齢の範囲内は無料(対象年齢を過ぎると有料です。任意接種となります。)
- 接種方法：それぞれ定められた接種間隔を守って接種しましょう。P9~10をご覧ください。



予防接種を受ける前に必ずお読みください。

- 保護者同伴で受診してください。保護者以外の方が同伴される場合は、「委任状」が必要となります。
- 必ず、母子健康手帳をご持参ください。
- 接種前に「予防接種と子どもの健康」を必ず読んでおきましょう。
予防接種について十分理解してから接種を受けましょう。
- 予防接種は体調がよい時に受けるのが原則です。接種当日はお子さんの体調をよく観察しましょう。
- 病気にかかった後に予防接種を受けるとき、その病気が治癒してから必要な間隔をあけて接種しましょう。ただし、間隔については、病状の経過や予防接種当日の体調によって変わるので、その病気を診療してもらった医師に接種が可能か否か確認してから受けましょう。
- 接種時期を過ぎると、全額自己負担になります。

接種後の注意点



- 接種後30分は急な副反応が起こることがまれにありますので、お子さんの様子を観察しましょう。
- 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。
- 当日は激しい運動は避けましょう。
- 接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

守山市以外の医療機関で接種を希望される場合

- 守山市・野洲市・草津市・栗東市以外(滋賀県内)で受けたいとき
守山市・野洲市・草津市・栗東市以外の滋賀県内の医療機関で接種を希望される人は、事前に「滋賀県予防接種広域化事業」の申請が必要です。接種日までに母子健康手帳をお持ちのうえ、すこやか生活課に申請してください。(申請書は市のホームページからもダウンロードできます。)
- 里帰りなどで滋賀県外で予防接種を受けたいとき(生後6か月未満のお子さん対象)
生後6か月未満のお子さんが、県外の医療機関で接種された予防接種費用の助成を行います。事前に申請が必要です。申請をされた後、市は県外の医療機関や他市町と調整を行うため手続きに日数がかかります。希望される人は、お早めにすこやか生活課にお問合せください。

忘れずに
予防接種を
受けましょう

